



女性のがん検診と男女共同参画

女性特有のがんについて、乳がんと子宮がんは、年齢が上がるほど罹患率が上がる他のがんとは異なり、20代後半から罹患率が上昇し、40代後半～50代前半でピークとなります。

また、乳がんや子宮がんは5年相対生存率が高く、早期発見が重要ですが、受診率について、正規職員、非正規職員、仕事なしで家事を担う女性を比べると、子宮がん検診は20代、30代の若い世代の非正規職員の受診率が低く、乳がん検診は40代以上の受診状況では、非正規職員と仕事なしで家事を担う女性において低くなっています。(内閣府男女共同参画白書令和元年度版より)

名寄市においては、女性の検診受診機会確保のため、子宮がん・乳がん・大腸がん検診を無料で受けることができる「女性のためのがん検診推進事業」を実施しています。該当年齢の方にははがきでご案内しています。そういえばはがきが来ていたけどすっかり受診を忘れていた、という方は、このチャンスを逃さないでください。保健センターでは3月7日(土)が最後の検診機会となります。また、名寄市立総合病院や旭川がん検診センターでも受診可能です。仕事や家事、育児との両立で忙しい女性こそ、自分のことはこの次！ではありません。申し込みおよび詳しい内容は、保健センター(☎01654②1486)までお気軽

に問い合わせください。

本市で策定している第2次名寄市男女共同参画推進計画では、乳がん・子宮がん検診受診率が50%になることを目標値としています。男女共同参画社会の実現のためには、男女すべての人が心身ともに健康でいきいきと暮らせることが不可欠です。将来にわたり元気で自立した生活を送るためにも、がん検診を受診しましょう。



問い合わせ

企画課

男女共同参画担当(名寄庁舎3階)

☎01654③2111(内線3313)

✉ny-mwkyodo@city.nayoro.lg.jp

名寄市消費生活セミナー&ピヤシリ大学公開講座

『遺言・相続の基礎』 ～相続に関する法律が改正 されたのを知っていますか?～

名寄市 消費生活センター通信

問い合わせ 消費生活センター ☎01654③3575

「法律」は難しいし、自分に関係ないと思っていませんか？

暮らしの中で、法律を知っておくとトラブルを回避できることがあります。遺言・相続・保証人や時効の話、生活に関わる法律問題など、トラブルになる前に学び、活用する事で幸せな生活が送られます。より良い未来を迎えるために、一緒にお話を聞いてみませんか。

- と き 1月14日(火) 13:30～15:00
- ところ 市民文化センター大会議室
- 講 師 弁護士 笠原 裕治氏
(道北法律事務所 名寄事務所所長)
- 対 象 どなたでも参加できます。
- 参加費 無料
- 申し込み 不要。直接会場にお越しください。
- 共 催 名寄市消費生活センター
名寄ピヤシリ大学



弁護士 笠原 裕治氏